平成２９年（フ）第１２９７号
千葉県市川市南大野１丁目43番28号
債務者　小宮　隆正
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０６号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―212号
債務者　井上　英博
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０７号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―212号
債務者　井上代里子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２２号
千葉市若葉区西都賀２丁目20番９号　パティオ203号
債務者　浅沼　美樹
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２９号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1531番地３　サンライズ薬園台101号
債務者　遠藤　達賢
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４３号
千葉市中央区宮崎町546番地23　コーポ丘の町201号
債務者　鈴木留美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６８号
千葉県船橋市芝山３丁目30番13棟401号
債務者　江原　久通
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７２号
愛知県瀬戸市末広町２丁目30番地の22　アピエス瀬戸末広町1102
債務者　結城　圭三
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５７３号
愛知県瀬戸市末広町２丁目30番地の22　アピエス瀬戸末広町1102
債務者　結城　里美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３６号
愛知県春日井市朝宮町１丁目28番地７　ライラックハイツＢ棟202号
債務者　櫻井　真衣（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁185番地
債務者　柴尾　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１６５２号
福岡市西区下山門団地41番110号
債務者　柴山光太郎
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８３号
福岡市博多区諸岡４丁目31番10―105号
債務者　西丸　隆浩
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８１９号
福岡市早良区星の原団地54番308号
債務者　渡邉　弘志
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２６号
福岡市博多区石城町９番17―1006号
債務者　吉田　孝正
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３３号
福岡市博多区博多駅前３丁目15番10―1513号
債務者　永谷　雄一
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４４号
福岡市城南区別府１丁目11―８―２　ピュア別府南六番館201、住民票上の住所福岡市早良区野芥６丁目60番２号
債務者　中村早奈恵
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部